平成３０年（フ）第１４３３号
東京都大田区山王４―29―１、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田須田町１丁目21番地４
破産者　株式会社ブレーンズ
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４３４号
東京都大田区山王４丁目29―１
破産者　松葉　　一
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４３９号
埼玉県新座市本多１丁目９番45号
破産者　有限会社Ｋ’ｓ　Ｂｒａｉｎ
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４８６号
東京都足立区西伊興４丁目４番６号
破産者　株式会社北海輸送
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４８７号
東京都足立区東保木間２丁目21―５
破産者　澤村　啓子
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６６９号
東京都狛江市猪方２丁目３－５－205
破産者　小笠原裕司
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１０１号
東京都小平市喜平町３丁目１―15―106
破産者　山田　　大
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１５１号
東京都足立区梅田７丁目29―14―804
破産者　高幡　結城
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１９２号
千葉県千葉市中央区亀岡町３－３－102
破産者　中西　　勝
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２１１号
東京都町田市玉川学園７丁目15―12　グリーンハイムⅡ　201
破産者　三室さつき
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７１７号
東京都世田谷区代田５―33―15　エミネンスフラット301
破産者　株式会社ＴｈｅＴｈｒｅｅ
１　決定年月日　平成30年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７１８号
東京都世田谷区砧１丁目20―７―103、開始決定時の住所神奈川県横浜市鶴見区北寺尾５丁目４―51
破産者　田村　祐一
１　決定年月日　平成30年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２２３号
東京都板橋区宮本町10―11―102
破産者　萩原美登里（旧姓藁谷）
１　決定年月日　平成30年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５１４号
東京都港区南青山２丁目27番28号　グラン青山503号室、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山２丁目２番15号
破産者　株式会社４ｐａｇｅ
１　決定年月日　平成30年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５１５号
千葉県野田市三ツ堀969―131、開始決定時の住所東京都港区南青山２丁目27―28―503
破産者　村上　真裕
１　決定年月日　平成30年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９７１号
東京都目黒区目黒１丁目13―４―203
破産者　内野　俊英
１　決定年月日　平成30年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０３９号
埼玉県和光市新倉３－１―58、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区高島平３丁目11番３号
破産者　株式会社太陽紙工社
１　決定年月日　平成30年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５９号
千葉県千葉市美浜区打瀬２丁目20　パティオス12番街403
破産者　柳本　友幸（旧姓山村）
１　決定年月日　平成30年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８５号
東京都中野区南台５丁目30―26―202
破産者　菅原　竜二
１　決定年月日　平成30年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０４号
東京都杉並区和泉３丁目20―６―102
破産者　原　　礼奈
１　決定年月日　平成30年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７３号
東京都江戸川区小松川１丁目２－３－2408
破産者　南雲　健一
１　決定年月日　平成30年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部